

議会倫理条例の運用事例

3か月後に「選挙」を控えたタイミングに
「電話番号わかりません」の発言で
審査会にかけられて……

愛西市議会議員 吉川 三津子

審査請求提出までのこと

1. 私のプロフィールと活動
2. なぜ倫理条例ができたか
3. 審査請求提出までのこと

1. 私の活動 「市民活動と議員活動の2足のわらじ」で課題解決

～ 平成8年から市民活動 + 平成15年から議員に

市民活動

《地元で・・・》

- ・ 平成8年～現在 子どもたちのために環境・健康・自立を守る市民活動
高齢者支援活動 産業廃棄物施設反対運動 環境保全活動

《県下・全国で・・・》

- ・ 「廃棄物処分場問題全国ネットワーク」、「ダイオキシン・処分場問題愛知ネットワーク」
「女性を議会に！ネットワーク」などの役員や代表を務めてきた。現在も支援活動継続。

議員

- ・ 平成15年～立田村議 平成17年～愛西市議に

一人会派で、情報公開請求や監査請求などもし、
よいことはよい、ダメなことはダメ！とはつきりと考えを示してきた

2. 「議会議員政治倫理条例」を制定した背景 H24年（2012年）

- ・「議会基本条例」が絵に描いた餅になってはいけない
まずは、実行できることを具現化しようと見直しを開始

議会基本条例制定への
準備として

- ⇒ 市長の諮問機関の委員にならない
- ⇒ 農業委員にならない
- ⇒ 委員会視察の報告書作成 倫理条例制定 etc

倫理条例
当時の
議論

請負契約で1親等内親族は避けるべきではないか

しかし、「自分の親が該当してしまう。避けてほしい」
「自由な立候補の権利が奪われる」と議員からの声

条例に
含まれな
かった

しかし、今回、私に対しては・・・

3. 「審査請求前のできごと」

① 愛西市議会の情報公開度、県下ワースト4
(女性を議会に1ネットワーク、オンブズマン調査)

② 市民の「議会放映を求める請願」を不採択に
(私が紹介議員)

《議会での審議・反対理由》 新聞報道

- ・ 議会への請願は、「**憲法違反だ!**」「**自治法違反だ!**」
- ・ 時期尚早だ

《愛西市議会を知ろう会》

個々の議員の発言を掲載した「**議会ウォッチング通信**」発行

通信に載っている
090-×××の方、
ご存じならば
誰かを教えて下さい

③ 全員協議会で、
なりすまし疑惑を
かけられる

議長室に呼び出しを受け、説明して終わった

2021年(令和3年)6月23日(水曜日)

中 日 新 聞

議会に請願提出「おかしい」

高松・愛西市議、常任委で発言

愛西市の高松幸雄市議(五)二期目、公明Ⅱが、請願を審議していた常任委員会で「そもそも議会に請願を出すのはおかしい」と発言していたことが、関係者への取材で分かった。野党系の市議は「中身ではなく、権利を否定するような発言はいかがなものか」と反発している。

関係者によると、高松氏の発言があったのは、十五日の六月定例会の総務文教委員会。インターネット上の市議会の動画配信、会議録の公開などを求める市民の請願を審議していた。

高松氏は、請願の紹介議員である吉川三津子市議(無党派)との質疑の中で、請願の解釈として「議会に対してではなく、行政に対して出すということ」と述べた。その後の反対討論でも、同じ趣旨の発言を

したという。

請願は二十二日の定例会最終日の本会議で、賛成少数で不採択となった。

請願権は、憲法で保障された権利。地方自治法によると、自治体に政策上の要望がある場合、住民は議員の紹介によって、議会に請願書を提出できる。

高松氏は取材に「請願権を否定したわけではない。吉川議員が責任を持ち、(請願とは違う形で)行政側に提案すればいいのでは、という意味だった」と説明し、発言の撤回や訂正をするつもりはないとした。(深世古峻)



私が違反しているとされた条項

第4条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

(1) 市民の代表者として品位と名誉を損なう行為、職務に不正等の疑惑をもたれるおそれのある行為をしない。

【問題とされた行動】

全員協議会で、市民発行通信の連絡先（携帯）が誰か知らないと言ったこと

●証拠

この電話番号の人は、政治団体の代表・政治団体の看板が立っている
請願の紹介議員にもなっている。⇒ 親しい関係だ。知らないわけがない

事実誤認

政治団体の代表の番号ではない。市民団体の代表でもない。
私の知らない電話番号だった。

第6条 議員が役員をし、又は実質的に経営に携わる法人その他の団体は、指定管理者となることができない。

【問題とされた行動】

NPOが指定管理をしている児童館トイレを議会でとりあげた
NPOの人と視察に行った 他

●証拠

一般質問議事録・NPOのブログ 他

事実誤認

- 児童館トイレ改修の要望はしていない。用を足しているのがみえるトイレ問題をとりあげることが利益誘導にあたるのか。
- NPOのブログに、視察投稿はない。


倫理審査会がはじまってからのこと

～ 市民の方々は、チラシ配布・署名集め・傍聴で支援 ～

- ① 要請文を提出
- ② 私のどの行動が問題なのか・・・行動の特定要求
- ③ 弁明したが、「行動の特定事項」以外のことまで質問を受ける
(再弁明を要求するが、認められず)
- ④ 事実誤認の結論、倫理審査会が出す
- ⑤ 議長と倫理審査会長に、事実誤認を指摘した文書を提出
⇒ 再検討を求めたが、会長「もう終わったことなので再検討しない」
(市民団体から、事実誤認を指摘した意見書が提出されているが無視されている)
- ⑥ 議長室で口頭注意を受ける 議長発言：「審査会にかけることか・・・」
- ⑦ 議会の結論 (HP公開) に事実誤認がある。市民団体2団体から名誉に関わるので訂正を求める要望書が5月15日頃に提出
⇒ 2か月半経ったが、未だに結論がでていない。(26日全協あり)

① 直ちに、要請文を提出しました (1月24日)

- ① 委員の除斥要求 (審査請求者が5名、過半数の委員を占めた) ⇒実現せず
- ② 学識経験者(弁護士)の助言請求 ⇒ 実現せず
- ③ 弁明に必要な資料の開示請求 (条例違反になる行動の特定)
- ④ NPOに関する研修会の開催請求
- ⑤ 陳述、弁明に先立つ対象議員からの求釈明を求める

- 
- どの行動が「品位と名誉を損なうような行為」に該当するのか。
 - どの行動が「職務に関して不正等の疑惑をもたれるおそれのある行為」に該当するか。
 - NPO役員であることを示す資料の提出を求める。
 - どのような行動が実質的経営に携わっていると評価できるのか、根拠となる資料の提出を求める

③ 弁明
「行動の特定事項」以外まで質問あり

写

様式第3号(第5条関係)

令和4年1月13日

審査請求書

(宛先) 愛西市議会議長

(審査請求議員署名欄)

愛西市議会議員 山岡 幹雄 (審査請求代表者)

同 近藤 武

同 原 裕司

同 佐藤 信男

同 高松 幸雄

同 竹村 仁寿

愛西市議会議員政治倫理条例第7条の規定により、次のとおり愛西市議会政治倫理審査会の審査を請求します。

審査請求の対象となる議員の氏名	吉川三津子議員
審査請求の対象となる事由の該当条項	愛西市議会議員政治倫理条例第4条第1項第1号 愛西市議会議員政治倫理条例第6条
審査請求の対象となる事由の内容	別紙資料
審査請求の対象となる事由を証する資料	別紙資料

(議員用)

NPO法、詳しくないので説明して下さい

後援会の看板はいつから立てているのですか？



発行者が誰か、いつ知ったのか？



◇ 議員生活19年。看板立てた日など覚えていません。
◇ 発行者は「愛西市議会を知ろう会」です。質問が変です。



反問権もなく、事実誤認の質問には、答えられませんでした。改めて、弁明の場を求めましたが、却下されました

議会でとりあげた 「永和児童館」のトイレの写真

アコーデオンカーテンが紐で
吊り下げられ、用をたしているのが
見えてしまいます。

子どもにも人権があります。
こんな状況を、見て見ぬ振りをせ
よ！ということでしょうか。



愛西市議会政治倫理審査会 報告書まとめる

- ・ 電話番号『わかりません』は品位と名誉を損なう
- ・ 『NPO実質経営者』は疑惑を持たれない行動を取るべきだった
- ・ 報告書をまとめたので、議長が条例違反かを判断すべき



吉川みつこ愛西市議

「専門家からの意見書と助言」

愛知県内25自治体で政治倫理条例制定も、、、



議員が申立
できれば
審査会は政争の
具に墮すおそれ

斎藤文男・九州
大学名誉教授

審査会に
議員が入るのは
『お目付け役』を
かたる“にせもの”

「倫理審査条例」を研究する大学名誉教授からの助言

本条例は、政治倫理を確立するための条例である。

議員でない市民の表現活動に適用することはできない。従って、本件審査請求及び審査会設置は違反・無効であるから直ちに解散すべし。

なお、被審査請求者議員は、請求者に対し損害賠償を請求すべきである。

「NPO」を研究する大学名誉教授から、審査会に意見書提出

法で地方議員が兼業を禁止されているのは、その自治体の請負をする法人の取締役、執行役、監査役やこれらに準ずる者。特定非営利活動法人に即して言えば、理事や監事を務めることができないと理解すべきである。

NPO法人の制度では、**会員（社員）やボランティアは経営者としての立場にあらず、理事会、理事長、事務局長の指揮のもとで活動に参加するに過ぎない。**

なお、**地方議員がボランティア等としてNPO法人に関わることは、議員として市民の活動についての識見を高める意味でむしろ望ましいことと考えられる。**

審査請求の対象となった議員の氏名	吉川三津子 議員
審査請求の対象となった事由の該当条項	愛西市議会議員政治倫理条例第4条 愛西市議会議員政治倫理条例第6条
審査請求の対象となった事由の内容	<p>(第4条第1項第1号) 令和3年7月と9月の「議会ウォッチング通信」の発行者「<u>愛西市議会を知らう会</u>」の連絡先について、令和3年8月6日（金）の全員協議会でわかりませんと答えたこと。</p> <p>(第6条) 千葉県船橋市にNPO法人が国土交通省補助事業の居住支援の関係で視察に行き、<u>NPO法人のブログに吉川三津子議員が「ラッキー富士山が見えました。居住支援の勉強と現場見学に向かっています。その後のブログは、吉川三津子議員は、なんだかできそうと自信持てました」</u>同行した方が「1月になったら動き出しましょう」に対して吉川議員が「〇〇さん頑張ります。とのやり取りがあり、吉川三津子議員は居住支援事業で報酬を受領した事と、すでに居住支援事業を行っているNPO法人の経営に携わっていると思われること。<u>NPO法人が指定管理業者になっている永和児童館のトイレ改修要望を、平成30年6月の一般質問で議員が取り上げたことが議員とNPO法人の経営に実質的に携わっているのではないかと</u>いうこと。</p>

「連絡先」を尋ねられた
これは正しい！

事実誤認のまま
処分されました

NPOのブログにこのようなことは書かれていません。書いてあるのは、私個人のfacebookと福祉事務所の社長個人のFacebookです

私は、永和児童館を特定して質問をしていません。議事録をみればわかることです。



市民団体の目を摘む

議会ウォッチング通信7月号(議会の正式な議事録が作成される前に、議会での各議員の発言内容を掲載)の発行者の電話番号について、8月6日開催の全員協議会において、山岡議員が、この発行者が誰か知っているかと質問したところ、吉川議員は、「わからず」と回答している。

そもそも、8月6日の全員協議会の場で、議会ウォッチング通信を話題として、吉川議員に質問したのであり、実質には「議会ウォッチング通信の発行者がだれかを知っているか」と質問し、吉川議員は「議会ウォッチング通信の発行者がだれかを知らない」と答えたことになる。現に、吉川議員は、2月10日の審査会において、当時はわからないと答えたが、今は誰かを知っていると回答している。

本来であれば、議会公式の場での議員の発言については、事後においても、自身が誤りとならぬよう、速やかに訂正すべきであり、この点、吉川議員のこうした不誠実であった。条例第4条に規定する、市民の代表者としての品位と名誉を損なう行為に抵触する部分があった。

2 条例第6条について

審査の過程において、吉川議員は、自身が法令上NPO法人の経営には関われないことを主張した。

しかしながら、吉川議員は、12月8日の一般質問において、「現在も環境、介護、子育て、まちづくりなど市内5つの市民団体で活動しながら議員活動をするといった市民活動と議員活動の二足のわらじで愛西市の課題に取り組む生活をしております」と指定管理者(NPO法人)の活動に主体的に関わっているかのような発言を議会の本会議の場で行っている。また、吉川議員は指定管理者(NPO法人)の活動内容について自身のSNSを通じて市民に広く発信している。加えて、吉川議員と指定管理者(NPO法人)との関係を疑わせる内容が記載された、市民からの匿名の投書が議会に届いていたこともあった。

確かに当該NPO法人の役員になっていないことは確認できたものの、こうした吉川議員の一連の言動は、市の指定管理者(NPO法人)の経営に実質的に携わっているとは判断できなかった。

請求理由では「**連絡先**」を尋ねたと明記しながら、結果では「**発行者**」に置き換わっている

2月9日、市民団体から意見書

発行者は「**団体**」、**連絡先**は会員の勤務先の電話番号を借りたものであると説明。

吉川にも送信。吉川も2月10日に知ったのである。

5つの市民団体で活動している吉川議員について当団体がなぜこんな指摘を受けるのか！

最後に

■ 口頭注意となって思ったこと

- コロナで厳しい生活をしている人たちがいる中、こんなことで時間を使ってよいだろうか。
- これ以上続けたら、市民は、たわいもない喧嘩としか思わないのではないか。
- 「結論に間違いがある」と言っても受け入れない議会。挙げた手が下ろせないということか。

■ 私の反省

- 今までドロドロとしたことは、市民に知らせてこなかった。今後は、知らせる努力をすべき。
- 次の世代にバトンタッチするためにも、頑張らねば！！！！

■ みんなに感謝

- 市民の方々が、議会を知る機会になった。署名集め、ポスティングなど新しい活動があちこちで生まれたようです。**みんなに感謝！これからも一緒にお願いします！**
- 同じ思いをしている全国の議員の方に感謝

理不尽な
「愛西市倫理審査会」

第5回

2月22日（火）
午後2時より開催

※傍聴にお出かけ下さい。



みつこは
つぶれませ
せん!

署名、
傍聴、

ありがとう！
ありがとう！